

報告第21号
議案第70号～第79号

令和7年11月18日

令和7年12月定例議会
条例関係議案等の概要資料

鈴鹿市手数料条例の一部改正について

政策経営部財政課
(都市整備部建築指導課)

1 改正理由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、本条例において必然的に改正を要する規定整備を行ったものである。

2 改正内容

引用する政令の条項ずれを改める。(別表第 5 関係)

3 施行期日

令和 7 年 1 1 月 1 日

鈴鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の制定について

こども政策部こども育成課

1 制定理由

令和 6 年 6 月 1 2 日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が令和 7 年 4 月 1 日から制度化された。

乳児等通園支援事業は、生後 6 か月から満 3 歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象とし、月一定時間の利用可能枠の中で、就労等の要件を問わずに時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度であり、令和 8 年 4 月 1 日から給付化される。

乳児等通園支援事業の設備及び運営については、児童福祉法により、条例で基準を定めなければならない、その基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（内閣府令）で定める基準に従い、又はその基準を参酌して定めるものとされている。

これらのことを踏まえ、同府令に準じて本条例を制定しようとするものである。

2 内容

乳児等通園支援事業に係る設備及び運営の基準について、実際に事業を行う事業所に係る設備、運営、事業所の職員の条件等の最低基準を定めるほか、事業の実施に当たり策定が必要となる計画等を定めるものである。

3 施行期日

公布の日

4 その他

本条例は、令和 7 年 1 2 月定例議会に提出する議案第 7 1 号（鈴鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について）が可決された場合に限り制定するものとし、否決された場合は廃案とする。

鈴鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する 基準を定める条例の制定について

こども政策部こども育成課

1 制定理由

令和 6 年 6 月 1 2 日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が令和 8 年 4 月 1 日から給付化される。

乳児等通園支援事業者は、本市から子ども・子育て支援法に基づく確認を受けることにより、特定乳児等通園支援事業者として特定乳児等通園支援を提供し、その給付を受けることができるようになる。

本市が確認を行う特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準については、子ども・子育て支援法により、条例で定めなければならない、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（内閣府令）で定める基準に従い、又はその基準を参酌して定めるものとされている。

これらのことを踏まえ、同府令に準じて本条例を制定しようとするものである。

2 内容

特定乳児等通園支援事業に係る運営の基準について、事業者が定める利用定員に関する基準、事業の利用に関する詳細事項を定めるほか、計画その他事業の実施に当たり必要となる関係事項を定めるものである。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 その他

本条例は、令和 7 年 1 2 月定例議会に提出する議案第 7 0 号（鈴鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について）が可決された場合に限り制定するものとし、否決された場合は廃案とする。

鈴鹿市行政組織条例の一部改正について

総務部人事課

1 改正理由

本市が発注する公共工事等のガバナンスの強化を図り、技術職員の技術力維持、向上を図るとともに、喫緊の課題である老朽化する公共建築物及びインフラ施設の管理を推進するため、技術監理部を新設するものである。

技術監理部に技術監理契約課を置くとともに、都市整備部に設置されている公共施設政策課の名称を公共施設マネジメント課へと変更して技術監理部に移管する。

また、技術監理部の新設に伴い、技術統括監を廃止する。

2 改正内容

- (1) 技術監理部を設置し、及びその事務分掌を規定する。(第 2 条、第 3 条関係)
- (2) 事務分掌から技術監理契約課を削る。(第 3 条関係)

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

鈴鹿市職員給与条例等の一部改正について

総務部人事課

1 改正理由

令和 7 年人事院勧告等に鑑み、国及び他の地方公共団体との均衡を図るため、国等の取扱いに準拠し、給与の改定を行おうとするものである。

2 改正内容

(1) 鈴鹿市職員給与条例関係

ア 一般職及び特定管理職員について、期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ年間 0.025 月分（合計 0.05 月分）引き上げる。

(ア) 一般職

	改正前	改正後	
区分	現行	令和 7 年 12 月期	令和 8 年 6 月期及び 12 月期
期末手当	100 分の 125	100 分の 127.5	100 分の 126.25
勤勉手当	100 分の 105	100 分の 107.5	100 分の 106.25

(イ) 特定管理職員

	改正前	改正後	
区分	現行	令和 7 年 12 月期	令和 8 年 6 月期及び 12 月期
期末手当	100 分の 105	100 分の 107.5	100 分の 106.25
勤勉手当	100 分の 125	100 分の 127.5	100 分の 126.25

イ 再任用職員の一般職及び特定管理職員について、期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ年間 0.025 月分（合計 0.05 月分）引き上げる。

(ア) 再任用職員（一般職）

	改正前	改正後	
区分	現行	令和 7 年 12 月期	令和 8 年 6 月期及び 12 月期
期末手当	100 分の 70	100 分の 72.5	100 分の 71.25
勤勉手当	100 分の 50	100 分の 52.5	100 分の 51.25

(イ) 再任用職員（特定管理職員）

	改正前	改正後	
区分	現行	令和 7 年 12 月期	令和 8 年 6 月期及び 12 月期
期末手当	100 分の 60	100 分の 62.5	100 分の 61.25
勤勉手当	100 分の 60	100 分の 62.5	100 分の 61.25

ウ 行政職給料表について、8,300 円から 13,600 円までの範囲で引き上げる。

エ 教育職給料表について、9,300 円から 14,700 円までの範囲で引き上げる。

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例関係

ア 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ年間 0.025 月分（合計 0.05 月分）引き上げる。

	改正前	改正後	
区分	現行	令和 7 年 12 月期	令和 8 年 6 月期及び 12 月期
期末手当	100 分の 95	100 分の 97.5	100 分の 96.25
勤勉手当	100 分の 87.5	100 分の 90	100 分の 88.75

イ 特定任期付職員の給料表について、13,000 円から 19,000 円の範囲で引き上げる。

号給	改正前	改正後
1	392,000 円	405,000 円
2	440,000 円	455,000 円
3	492,000 円	508,000 円
4	555,000 円	574,000 円

(3) 鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係

ア フルタイム会計年度任用職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給率（限度）をそれぞれ年間 0.025 月分（合計 0.05 月分）引き上げる。

	改正前	改正後	
区分	現行	令和 7 年 12 月期	令和 8 年 6 月期及び 12 月期
期末手当	100 分の 125 以下	100 分の 127.5 以下	100 分の 126.25 以下
勤勉手当	100 分の 105 以下	100 分の 107.5 以下	100 分の 106.25 以下

イ パートタイム会計年度任用職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給率(限度)
をそれぞれ年間 0.025 月分（合計 0.05 月分）引き上げる。

	改正前	改正後	
区分	現行	令和 7 年 12 月期	令和 8 年 6 月期及び 12 月期
期末手当	100 分の 70 以下	100 分の 72.5 以下	100 分の 71.25 以下
勤勉手当	100 分の 50 以下	100 分の 52.5 以下	100 分の 51.25 以下

3 施行期日

公布の日（一部令和 8 年 4 月 1 日）

※ 遡及適用

- ・ 給料表の改定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- ・ 次の改定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
 - ・ 一般職及び特定管理職員の期末手当及び勤勉手当
 - ・ 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当
 - ・ 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の上限

鈴鹿市立学校施設使用条例の一部改正について

教育委員会事務局教育政策課

1 改正理由

本市では、令和 5 年度から小学校及び中学校の屋内運動場に冷暖房設備の設置を進めており、今年度末には市内の全ての小学校及び中学校への設置を完了する予定である。

このことに伴い、学校施設の目的外の使用に係る費用負担について、現行の電灯料等の実費の負担を求める方法から、学校施設の使用に応じた使用料を徴収する方法に見直しを行うため、所要の規定整備を行おうとするものである。

2 改正内容

- (1) 目的外使用の対象となる学校施設を明確化する。(第 2 条関係)
- (2) 学校施設を使用することができる団体を明確化する。(第 4 条関係)
- (3) 学校施設の使用に係る使用料の徴収等に関する規定整備を行う。(第 6 条、第 7 条関係)
- (4) その他所要の規定整備を行う。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部改正について

健康福祉部福祉医療課

1 改正理由

国が構築した情報連携基盤（PMH）は、医療等のサービスの提供に関し、自治体、医療機関等との情報連携により業務の効率化及び市民の利便性の向上を図るものである。

国は、令和 8 年度中に PMH による公費負担医療のオンライン資格確認の制度化を示している。

このことに伴い、本市においても福祉医療費の受給資格に関するオンライン資格確認を導入しようとするもの。

2 改正内容

受給資格者が福祉医療費の助成を受けようとする際に、保険医療機関が受給資格者の個人番号カードの提示により受給資格者の資格情報を確認できる場合は、受給資格証の提示を不要とする。（第 6 条関係）

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部改正について

こども政策部こども育成課

1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関しては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）で定める基準に従い、又はその基準を参酌して条例で基準を定めている。

この度、同府令の一部改正に伴い、本条例においてもこれに準じる改正を行おうとするものである。

2 改正内容

特定教育・保育施設の職員が教育・保育給付認定子どもに対して行ってはならない虐待等の禁止行為について、幼保連携型認定こども園の職員及び幼稚園である特定教育・保育施設の職員の場合の禁止行為を追加する。（第 2 5 条関係）

3 施行期日

公布の日

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

こども政策部こども育成課

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）で定める基準に従い、又はその基準を参酌して条例で基準を定めている。

この度、同省令の一部改正に伴い、本条例においてもこれに準じる改正を行おうとするものである。

2 改正内容

- (1) 家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供の要件に管理栄養士を配置した場合を加える。(第 16 条関係)
- (2) 乳幼児の健康診査が行われ、それが利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断等に相当すると認められるときは、これらの健康診断等の全部又は一部を行わないことができるよう規定する。(第 17 条関係)
- (3) 家庭的保育事業を行う場所に置く家庭的保育者の要件に地域限定保育士を加える。(第 23 条関係)
- (4) その他所要の規定整備を行う。(第 12 条関係)

3 施行期日

公布の日

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について

こども政策部こども政策課

1 改正理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関しては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）で定める基準に従い、又はその基準を参酌して条例で基準を定めている。

この度、同省令の一部改正に伴い、本条例においてもこれに準じる改正を行おうとするものである。

2 改正内容

- (1) 保育士の要件に資格地域限定保育士を加える。(第 10 条関係)
- (2) その他所要の規定整備を行う。(第 12 条関係)

3 施行期日

公布の日

鈴鹿市火災予防条例の一部改正について

消防本部予防課

1 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の基準等が定められた。

また、令和 7 年 2 月 26 日に発生した大船渡市林野火災を受け、国から林野火災予防に関する基準等が示された。

このことから、本条例において必要となる規定整備を行うものである。

2 改正内容

- (1) 簡易サウナ設備の基準を新設する。(第 7 条の 2 関係)
- (2) 火災に関する警報の定義を明確化する。(第 29 条関係)
- (3) 住宅における火災の予防を推進するため、普及を推進する設備等に感震ブレーカーを追加する。(第 29 条の 7 関係)
- (4) 林野火災に関する注意報及び警報に関する規定整備を行う。(第 29 条の 8、第 29 条の 9 関係)
- (5) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為にたき火を含むことを明確化し、消防長に届出が必要となるこれらの行為について、対象となる期間及び区域を指定できるようにする。(第 45 条関係)
- (6) その他所要の規定整備を行う。

3 施行期日

令和 8 年 3 月 1 日（一部令和 8 年 3 月 31 日）